

託に依り臨時開設するものに於て其組織、編成は此等依託者との協定により隨時規定するものとす
然し、大正十二年九月には大震災の被害を受けて不幸その校舎を焼失したか、芝小學校の校舎を借り受けて假校舎にて授業を繼續した。其の後麻布區新堀町に新校舎の建設を計畫し、大正十五年九月一日には新校舎の落成と共に校舎を東京工業學修學校と改稱して、本會の解散に至るまで繼續し經營された。

次に、大正十一年六月一日はセツトルメント、ハウス「善隣館」を開設した。隣保相愛の精神を以て附近住民の生活を善導し風教を振興し共に文化生活の向上を圖り社會改善の實績を擧ぐることは隣保事業の目的とするところであるが、適當の地區に此の事業を經營して協調主

義の眞義を體現し且つ此の機關を通じて労働者生活の實情、心理状態を察知し、併せて其の教化修養の方策に關する研究を行ふことを認め、大正十年七月東京市深川區猿江裏町の労働者街に敷地三百坪、工費四萬圓を以て善隣館を建設し、大正十一年その工を竣へ同年六月一日に開館した。先づその事業としては幼稚園を開設し、次に夜學部を設けて附近の工場商店等に於ける徒弟職工其他の業務の餘暇を利用して修學に志する者に對して、其の生活に必須なる知識技能を習得し公民たる徳操を涵養せしめんことを期し、併せて此等の幼児及び青少年等を中心として漸次母の會、父兄會に及ばし、又兒童遊園、青少年少女俱樂部、婦人俱樂部等を組織して其の指導に努め、更に實費診療部を開設し、家庭訪問、通俗講演、人